

普庵諷經に関する一考察

澤城邦生

一、問題

本稿は瑩山紹瑾禪師（一二六四～一三三五）著『瑩山清規』（一三三四、以下『瑩規』）「普庵諷經（回向）」を主要検討対象とし、その発生期並びに背景を考察するものである。当該諷經は、臨濟宗楊岐派の禪僧、普庵印肅（一一一五～一二六九）並びに会下等に回向し護伽藍等を願う内容となっている。

この普庵の行状に関しては、永井政之氏著「普庵信仰」（『中国禪宗教団と民衆』内山書店、二〇〇〇年、一六八～二一〇頁）に詳しい。同氏の研究に導かれながら、彼の略伝を確認していこう。普庵は袁州（現在の江西省宜春市あたり）の出身で、二〇歳の時、寿隆院の賢和尚のもとで出家し、二七歳で剃髪、翌年受戒する。その後、潯山の牧寿法忠に参じ、紹興二三年（一一五三）に慈化寺に入院。坐禅弁道に励み、『華嚴經論』を閲読する日々において大悟し「華嚴の境界に契う」と述べたという。同寺の南嶺に庵を構えて、「普庵」と号し隠居した。その後、慈化寺の営繕に関わり、仏殿を修復し、民衆への教化に務め乾道五年（一二六九）に五五歳で遷化した。

上記略伝は、諸種の伝記類の中でも最も成立年代が古いとされる『普庵印肅禪師語録』卷一「塔銘」（『正統藏經』卷一二〇、二六六丁裏～二六七丁裏）に基づいている。同文中には普庵が衆生のために説法し、偈頌を与え、また病者には

薬を与え癒し、雨乞い晴れ乞いを行い、工役を担った等、その教化の有様が描かれている。永井氏はこれらの事跡を「ちの普庵評価の一端とも言える」(「普庵信仰」一七二頁)と指摘している。また天如惟則(？)一三五四「慧慶禪寺記」(「天如惟則禪師語録」卷六、「正統藏經」卷一二二、四五七丁表裏)では普庵没後約二〇〇年を経た蘇州での事例を伝えているが、それによると普庵の死後、天変地異が起きた際や造営の際などには普庵を祀る信仰が既に生起していたという。こうした一般民衆における信仰は後世さらにその祈願の対象を拡大していくのである。

以上、永井氏の論に導かれ普庵信仰の様相を見てきた。このような中国の民間信仰が日本に輸入され、『瑩規』に普庵諷經が記載されるに至ったと考えられる。しかし、『瑩規』成立前後における中国の清規には同諷經の規定は存在しないのである。永井氏も触れているが(「普庵信仰」一六九頁)、江戸期曹洞宗の学僧、面山瑞方(一六八三—一七六九)著『僧堂清規校訂別録』卷八(二七五五)には以下のように記される。

資料一

除普菴 十九

師名印肅、號普菴、嗣法於牧菴忠、忠嗣佛眼遠、乃臨濟十二世也、傳云、有病患者、折草爲藥與之、受者即愈靈應非一、ソノ傳ハ、稽古略、神僧傳、普燈錄等諸書ニ出タリ、洞下ノ真歇宏智トハ同時ノ人ナリ、コレヲ諷經シテ祭ルコト、支那ノ清規ニ見ヘズ、日本ノ濟下ノ寺院ニテ、六日廿日ニ祭ルユヘニ、瑩規ニモ加フナルベシ、濟下ハ、一派ノ神異ノ僧トテ、除災ノ爲ニ祭ル、洞下ハ、別ニ護法ノ神多シ、祖師ニ緣ナキハ省テヨシ、ユヘニ僧堂清規ニノセズ

(『曹洞宗全書』卷四「清規」、三一八頁 ※傍線部筆者、以下同)

面山は普庵諷經が中国の清規には見出せず、また曹洞宗と普庵に縁が無いことから同諷經を省略しても問題ないた

め、自ら編集した『僧堂清規行法鈔』では省いた旨を述べている。このように現存する清規の規定から判断する限りにおいては、中国叢林では普庵諷経は修されていなかったと思われるが、中峰明本（一二六三～一三三三）著『幻住庵清規』（二三二七）には以下のように記される。

資料二

歳旦普回向

（佛身充滿云云）讚歎三寶。恭請證明。

某州路某菴住持僧某。歳旦令辰。營備香花燈燭茶果珍羞以伸供養。謹集合菴僧道眾諷誦大佛頂首楞嚴神呪。稱揚 聖號。所集殊勳。先伸回向 真如實際。莊嚴無上佛果菩提。大慈大悲靈感觀世音菩薩。次伸祝獻 光明會上護法列席諸天大權聖眾。三界萬靈滿空真宰。上界昊天玉皇大帝。北極紫微帝君。日月兩宮天子。南北二斗星君。周天列曜河漢星辰。南方火德星君火部聖眾。普菴寂感妙濟真覺昭眈大德禪師。

（『正統藏経』卷一一一、四九三丁表裏）

歳旦諷経における回向の中で、祝献対象の一つとして普庵を挙げているのである。中峰が民衆の普庵信仰を取り入れた結果、神祇の一尊としたかどうかは定かではないが、普庵寂後一五〇年ほどして清規上はその名前が記されたのである。いずれにせよ諷経自体は存在しないことから、面山の指摘する通り、普庵諷経は日本において登場した可能性がある。しかし当該諷経の典拠や成立時期に関しては、不明とされている。¹⁾

そこで本稿では『登規』に規定される普庵諷経、特にその回向文を対象とし当該諷経の発生要因について検討を加えていく。

二、『瑩規』に記される普庵諷經

さて『瑩規』には複数の写本・刊本が現存する。曹洞宗総合研究センター宗学研究部門は近年『瑩山清規』の研究と題して諸本の翻刻を行っているが、当該研究の「解題」(『宗学研究紀要』三三、二〇二〇年、一二六―一三五頁)に基づいて、簡単な書誌情報を以下に記す。

資料三

- ① 禅林寺本(永和二年・一三七六) 書写本―年中・日中・月中・回向
- ② 大乘寺藏永亨六年本(永亨六年・一四三四) 書写本―年中
- ③ 大乘寺藏愚休書写本(文明八年・一四七六) 書写本―日中・月中・回向
- ④ 永光寺藏麟広書写本(明応一〇年・一五〇二) 書写本―日中・月中・回向
- ⑤ 山上氏旧藏『瑩規』(「麟広本」と元来一本)―年中
- ⑥ 永光寺藏光椿書写本(文亀三年・一五〇三) 書写本―日中・月中・回向・年中
- ⑦ 月舟開版本(延宝五年・一六七七) 刊本―日中・月中・回向・年中
- ⑧ 卍山開版本(延宝八年・一六八〇) 刊本―日中・月中・回向・年中
- ⑨ 卍山開版本(延宝九年・一六八二) 刊本―日中・月中・回向・年中

①は普濟善教(一三四七―一四〇七)により、永和二年(一三七六)石川県浄住寺において書写されたもので、現存

最古の写本となっている。一方、②・③・④(⑤)・⑥は、太容梵清(二三七八〜一四三九頃)による改訂を経たものとなる。そして⑦は③をほぼ引き継ぐ形で開版されたもので、さらに⑦に基づき卍山道白(一六三六〜一七一五)の改訂が加えられたものが⑧⑨の刊本(所謂「流布本」となる。つまり、②〜⑨は「梵清本系」と位置づけられるわけだが、この梵清本系には後代の加筆(「勅修百丈清規」(二三三六〜一三四三成立)の記載が含まれる等)が認められるのである。一方の禪林寺本のみが梵清の改訂を経ず、さらに瑩山禪師示寂後五年しか経ていないことから、瑩山禪師の親筆本に近い存在と把握されることが多い。しかし現在では、梵清本・『正法清規』(後述)が参照した「共通の祖本」が措定されるなど²⁾、書誌学的には研究の途上にある。

さて本稿で検討対象となる『瑩規』『回向』所収の普庵諷経は、梵清本にのみ規定され禪林寺本では未掲載となっている。そのため本稿では当該諷経が記される梵清本の中で最も古い写本となる、③愚休(伝不詳)書写本(一四七六)を底本とする。なお普庵諷経を修する具体的な日付については、回向文の見出し部に付される場合と付されない場合がある。「愚休本」には日付指定が存在しないが、⑥には「九日 十九日」、⑨には「九日」と記されていることから、少なくとも「月中行事」として毎月行われていたと本稿では把握し論を進めていく。では以下に普庵諷経の回向文(原文・訓読)を示す。

資料四

『瑩規』『愚休本』所収「普庵諷経 回向」

靈妙如如 圓通太虚 造化萬物 不礙方隅^①

仰冀眞慈 俯垂昭鑒

山門毎週斯辰、謹集合山清衆、同音諷誦大佛頂萬行首楞嚴神呪。所集殊勳、

回向、普庵寂感妙濟真覺昭呪大德慧慶禪師、會下百萬火首金剛無數、天龍八部聖衆、修造方隅禁忌神將^②。所祈、山門鎮靜、中外咸安、此大道場永無魔事、火燭無虞、檀信歸崇、諸緣吉利者。十方三世云云。

〔宗学研究紀要〕三四、二〇二一年、二六四頁

（靈妙如如にして、円通太虚たり。造化の万物、方隅を礙えず。

仰ぎ冀くは真慈、俯して昭鑑を垂れたまえ。

山門斯の辰に遇う毎に、謹んで合山の清衆を集め、同音に大仏頂万行首楞嚴神呪を諷誦す。集むる所の殊勲は、普庵寂感妙濟真覺昭呪大德慧慶禪師、會下百万火首金剛無數、天龍八部聖衆、修造方隅禁忌神將に回向す。祈る所は、山門鎮靜にして、中外咸く安んじ、此の大道場永く魔事無く、火燭の虞れ無く、檀信歸崇して、諸縁吉利ならんことを。十方三世云云)

楞嚴呪誦誦の殊勲を、普庵並びに火首金剛（烏枢沙摩明王）等に振り向け、護伽藍を祈願していることがわかる。ではここで、冒頭の偈文（傍線部^①、以下「冒頭偈」）の典故を確認していこう。まず以下で示す箇所が典拠の可能性が高いと考えられる。

資料五

『釋氏稽古略』（一三五四）〈※一五五三年重刊、『大正藏』底本〉

「普庵寂感妙濟真覺昭呪禪師」

何須南嶽又天台。六根門首無人用。惹得胡僧特地來。平居說偈曰。靈妙如如。不異太虚。造化萬物、不礙方隅。慕師

之道而來者。師隨宜而為說法。或書偈與之。有病患者折草為藥與之。

〔大正蔵〕卷四九、八九一頁中

一三五四年に覺岸（生没年不詳）よつて著された、仏教史書『釋氏稽古略』（以下『稽古略』）卷四に上記の記述が認められる。すでに面山が指摘するように（資料一）、『稽古略』紹興一九年（一一四九）条に「普庵寂感妙濟真覺昭祝禪師」伝が記され、その中で普庵が常日頃唱えていた偈を「靈妙如如」と説明するのである。⁽³⁾

さて「冒頭偈」と比すと、二句目「圓通」（『瑩規』「愚休本」と「不異」（『稽古略』）に相違が認められるが、普庵と結びつけられた偈文とされることから、「冒頭偈」の出典と捉えることができるであろう。『稽古略』を「冒頭偈」の典故とするのならば、普庵諷經（回向文）は少なくとも一三五四年以降の成立となり、『瑩規』（二三二四）成立時には存在していなかったことになる。

なお、その他の普庵伝（一四一七年成立『増集続伝灯録』を除く）には、当該偈文は記されていない。例えば、『稽古略』成立の十数年前に梅屋念常（二二八二〜？）著『仏祖歴代通載』（二三四一、以下『通載』）が刊行されているが、『稽古略』はこの『通載』を大いに参照利用していたと指摘されている。⁽⁴⁾そこで『通載』の普庵伝を確認してみよう。

資料六

何須南嶽又天台。六根門首無人用。惹得胡僧特地來。自後發為言句動悟幽顯。有不期然而然者。一日忽有僧名道存。冒雪至。師目之喜曰。此酒吾不請之友矣。遂相與寂坐。交相問答。或笑或喝。僧曰。師再來人也。非久當大興吾教。酒指雪書頌而行。至斯慕向者眾。師乃隨宜為說。或書偈與之。有病患者。折草為藥與之即愈。

〔大正蔵〕卷四九、六九一頁中

『通載』では「惹得胡僧特地來」と「至斯慕向者眾」との間に、「道存」なる僧の逸話が記されている。この逸話は、最古の普庵伝とされる「塔銘」にも収録されているが、『稽古略』では当該部が「冒頭偈」の内容にすり替わっているのである。改変理由は不明であるが、いずれにせよ覚岸によって、普庵伝の中にこの「冒頭偈」が組み込まれたといえよう。

三、中世における普庵諷經の広がり

次に、『整規』成立前後の中世期における、曹洞宗・臨済宗の清規類への普庵諷經の掲載状況を表一に成立年代順で示し、諷經自体の広まりを本節で概観する。また併せて清規以外で普庵に言及する著作についても示し、次節以降で検討する。

表一 普庵諷經・普庵関連の掲載状況

②	①	成立・書写年 (含推定)	書籍名	諷經	回向文	諷經日	その他	出典
1318年	1198年以前		『東福寺清規』	×	×			国立公文書館所蔵『慧日山東福禪寺行令規法』
			『興禪護国論』					『大正蔵』卷80

⑩	⑨	⑧	⑦	⑥	⑤	④	③
1462年頃	1461年 2月条	1423年	1376年	1328年	1327年 ～1349年	1326～ 1333年 説あり	1324年
『回向并式法』	『碧山日録』	『瑩規』梵清自筆 本(梵清本、散逸)	『瑩規』普濟善救 書写本(禪林寺 本)	『建長寺梅檀林掛 額疏』	『大鑑禪師広清 規』	『清拙和尚語録』	『瑩規』親筆本(散 逸)
○		○?	×		×		×
○		?					
9		?					
「普菴小諷經」と表記。「普菴牌」あり。 なお三朝祈禱滿散の回向文において読經 功德の祝猷対象として「普菴」百万火首 「天龍八部」が読み込まれる。	『印肅之印像』贈与の記載あり。			「普庵菩薩会下々々」あり。		「普庵實」あり。	
尾崎正善「翻刻：大安寺威『回向并式法』」、 『曹洞宗宗学研究所紀要』9、1995年、 73～118頁	竹内理三編『碧山日録』臨川書店、19 82年、108～109頁		『宗学研究紀要』34、2021年、166 ～324頁	建長寺史編纂委員会「建長寺史 編年資 料編」1、2003年、411～412 頁	尾崎正善「翻刻：聴松院威『大鑑清規』」鶴 見大学仏教文化研究所紀要』5、200 0年、67～152頁	駒澤大学図書館蔵 請求番号：1888/78- 2/1-314	

⑮	⑭	⑬	⑫	⑪	
15世紀末頃?	1494年	1479年	1476年	1470年	成立・書写年(含推定)
『略清規』叢規口實	『大鑑禪師小清規』	『南禪諸回向』	『瑩規』愚休書写本(梵清本系)	『建長寺年中諷經並前住記』	書籍名
○	△	○	○	○	諷經
		○※	○		回向文
		6・20	(9・19)	6・20	諷經日
『諸堂諷經35』にあり。	『月中毎日粥時念文』に掲載。なお当該清規は、清拙正澄下四世の月甫清光が書写したものを、明応3年(1494)に浄書したものとされる。	『月中須知』にあり。また当該清規における回向部は1559年以降の加筆とされる。回向文には「冒頭偈」が存在しないが、後段はほぼ同内容となっている。また数多の疏・回向において祝献・回向対象となっている。	回向にあり。	月中にあり。なお普庵諷經の場所は「于梅檀林」。	その他
尾崎正善「翻刻・駒澤大学蔵『略清規』(叢規口實)」「鶴見大学仏教文化研究所紀要」8、2003年、57～101頁	『大正蔵』巻81、619頁上～624頁中	尾崎正善「翻刻・龍谷大学蔵『南禪諸回向』」「鶴見大学仏教文化研究所紀要」12、2007年、67～182頁。	『宗学研究紀要』34、2021年、166～324頁	尾崎正善「月中・年中行事清規三本の紹介―『南禪諸回向』・『建長寺年中諷經並前住記』・瑞鹿山圓覺興聖禪寺月中行事・年中行事」、『鶴見大学仏教文化研究所紀要』9、2004、99・128頁	出典

表から指摘できることは、本稿で確認した資料のうち普庵諷経が規定される最古の書物は、一四六二年頃成立とされる⑩『回向并式法』である点だ。なお成立年に関しては尾崎正善氏の研究に依拠する。長野県大安寺蔵の当清規は『瑩

②②	②①	②⑦	②⑨	②⑧	②⑦	②⑥
室町中期か?	室町期か?	1559年	1566年	1527年	1525年頃?	1509年
『瑞鹿山圓覚興聖 禪寺月中行事年 中行事』	『青原山永澤寺行 事之次第』	『龍泰寺次序』	『諸回向清規』	『廣澤山普濟寺日 用清規』	『南禪清規』	『正法清規』
○	○	○	○	○	○	×※
		○	○			
6・20		9・19	6・20	6・20	6・20	
月中にあり	夏の早晨諷経中に「普庵諷経」あり。また「普庵祖師堂」あり	「月中」のみならず「立柱諷経」で祝献対象となっている	諸諷経で回向対象となる。なお回向文は『瑩規』とは同一	巡堂対象諸尊像(牌)に「普庵」「普庵子」あり	「年中」1月6日にあり。なお「普庵(像・札?)」あり	「僧堂立柱諷経」回向文において、普庵が記される
①論文、同頁	『曹洞宗全書』清規、初版1931年、再版1972年、549～554頁	『統曹洞宗全書』清規・講式、1976年、99～126頁	『大正蔵』巻81	『曹洞宗全書』清規、初版1931年、再版1972年、637～664頁	尾崎正善「翻刻・京都大学文学部図書館蔵『南禪清規』(一)」『鶴見大学仏教文化研究所紀要』14、2009、143～235頁	『統曹洞宗全書』清規・講式、1976年、45～98頁

規』年中行事の形式を踏襲しながら、その内容を補う部分などが認められ、中世曹洞宗の清規を知る上で重要な史料とされている。

まず本稿で確認した資料の上では一四六二年頃を萌芽として、一五世紀後半から一六世紀末まで、中世清規上に普庵諷經が規定されるのである。曹洞・臨済を問わず、禪宗における叢林行事として一定程度、定着していたと捉えることができる。なお『回向并式法』では、「次小諷經 私、依寺院例。毎日普菴火經ヲ勤ル処モアリ」（表一⑩文献七六頁）とあり、当清規成立時（あるいは以前）、他の寺院でも普庵諷經が恒常的に修されていたことを知る事ができるのである。

次に回向文に注目してみよう。普庵諷經は基本的に月中行事として修されている。そのため回向文がその清規に記されていないとも、恐らくは何かしらの回向文を読み上げていたと予想される。さて現存する回向の文言に視点を移すと、それが掲載される清規は、本稿で確認した限りにおいては次の五点である。曹洞宗では⑩『回向并式法』、⑫『瑩規』（愚休本）、⑭『龍泰寺次序』、そして臨済宗では⑬『南禪諸回向』、⑮『諸回向清規』となる。このうち⑩⑫⑭⑮⑯は回向文がほぼ同一であった。唯一⑬のみ「冒頭偈」を欠くが、当該部は一五五九年以降の後筆とされる。つまり資料四で示した回向文は、曹洞・臨済で共通して用いられていた可能性が高いといえるのである。

また、月中行事である普庵諷經の実施日に関して、曹洞宗では九日・一九日、臨済宗では六日・二〇日が諷經日とされている。両派の相違が著しく認められる箇所だが、曹洞宗寺院である⑱『廣澤山普濟寺日用清規』のみ臨済宗に準じている。なお諷經日が何故九・一九または六・二〇に定められたかは不明である。

さらに諷經として独立していないが、普庵が回向・祝献対象として読み込まれる場合が確認できる。⑩『回向并式法』では「歳旦祈禱」、⑭『正法清規』では「僧堂立柱諷經」、⑯『龍泰寺次序』では「立柱諷經」で普庵の名が挙げられている。就中、⑲『諸回向清規』では「逐日看經」「秉拂祈禱」「問禪祈禱」「造作祈禱諷經」「仏殿立柱法堂上棟」

「大塔立柱」において、また^⑬『南禪諸回向』では「修正滿散疏」「懺法滿散回向」「四月一四日 啓建疏」「七月一四日 解制疏」「臨時祈禱回向」「山門立柱經疏」(『南禪諸回向』で普庵が読み込まれる箇所は一五五九年頃の加筆部とされる)において普庵の名が記されているのである。

そして「普庵牌」(⑩『回向并式法』)、巡堂対象としての「普庵」(⑱『廣澤山普濟寺日用清規』)、「普庵祖師堂」(⑳『青原山永澤寺行事之次第』)など、祭祀設備が存在していたことが確認できる。

以上のように中世禅林における普庵諷經・普庵信仰の一端を、日本禅宗の清規からみてきた。普庵諷經は一五世紀後半から曹洞・臨濟を問わず定着していく経過を確認することができる。また諷經自体が存在しなくとも、回向・祝献対象としての普庵の存在も確認できた。二節で述べたように、『瑩規』においては梵清本系のみ普庵諷經は存し、禅林寺本には存在しない。しかし、禅林寺本の形式(年中↓日中↓月中という配列等)を引き継ぐ岩手県正法寺の『正法清規』においても、僧堂を建立する際の重要な菩薩として普庵が記されている。北陸・近畿のみならず、京都・鎌倉からみると遠隔地である東北(岩手)においても、一六世紀初頭の段階で護伽藍神としての普庵の存在は知れ渡っていたと指摘できる。

では日本における普庵諷經は、『回向并式法』において初めて規定されたかといえば、そうとはいえないであろう。『回向并式法』は普庵諷經のみならず梵清本に所収される「円通(観音)諷經」も記載される一方、禅林寺本のみが存在する「達磨忌回向」が記されている。^⑥つまり、各種清規等の儀礼を取捨選択しながら作り上げられたものであるため、普庵諷經も梵清本系『瑩規』あるいは他の著作等から引用してきたとみるのが妥当ではなからうか。いずれにせよ本稿で取り上げた清規上、これ以上遡れないこととなる。そこで次節以降、『回向并式法』以前の語録・日記に記される普庵に視点を向けてみよう。

四、『碧山日録』、清拙正澄の「語録」にみる普庵

まず東福寺の雲泉太極（一四二二〜？）著『碧山日録』の寛正二年（一四六二）二月一日条の記載を以下に示す。

資料七

一日壬申 趙閑見寄一帖并普菴之印像、其帖曰、此印板、入唐者儲之、非此方刊、故印之以寄公、祝有護法之驗云、像傍有関大王、持長刀、其貌甚壯異也、童子問余曰、普菴・関王、厥来由如何、曰、按旧記云、宋孝宗乾道年中、普菴禪師出於江西慈化寺、盛倡祖道趨化如婦、或時、関大王現形、聽說玄旨、且投其所証、自是昼夜相隨、如影之於形、師之感神靈、不啻関王一人而已、八万火首十万金剛、皆為其侍衛（中略）師遷化後、王常携一鏹刀、巡行寺中、有信者必見之、於是天下寺院、奉安二像以祈善祐、其応如響

（竹内理三編『増補 続史料大成』卷二七、臨川書店、一〇八頁）

この「普庵印像」の件に関しては、田中尚子氏が「関羽顕聖譚の受用―『碧山日録』を端緒として」（『三国志享受史論考』汲古書院、二〇〇七年、一一〇〜一二八頁）において検討を加えているので、その論考に導かれながら『碧山日録』の記載をみていく。

当該条は趙閑という人物が普庵と関羽（関大王、？〜二二〇）の二人が並ぶ印像を持ち寄ったが、その二人が並列する由来を、「旧記」に基づきながら太極が弟子である童子に対して説明する場面から始まっている。そこでは、①普庵、②智顛（五三八〜五九七）、③フビライ（一一二五〜一二九四）のもとに関羽が現れたというエピソードが説示される。

就中、本稿に関わるのは①であるが、普庵に帰依した関羽が「八万火首十万金剛」とともに、普庵の死後も慈化寺を守護したとされる。そして田中氏は「旧記」なるものが実存したのか、太極自身の説なのか他者の説なのか不明であり、関羽信仰の中でも普庵との結びつきを示すものは他に見出すことができないと指摘している（同書、一一一～一二二頁）。

いずれにせよ資料四の傍線部②で示したように、普庵諷経回向文に登場する「會下百萬火首金剛無數」と普庵とが結びつき、また護伽藍神としての関羽（ひいては普庵）の存在というのは、既に一四六一年の段階で中国あるいは日本において喧伝されていたと解釈することができる。このような普庵・関羽伝の流布が、普庵諷経（回向文）発生の素地となった可能性があるともいえよう。

そして普庵諷経と禪宗を結びつける存在として挙げられるのは、清拙正澄（二七四～一三三九）である。周知の通り、室町期の渡来僧である清拙は一三二七年に建長寺に住山し、次いで浄智寺・円覚寺・建仁寺を歴任し、一三三六年に勅命により南禅寺に住山したが、一三三九年一月に建仁寺塔頭である禅居庵にて六六歳で入寂した。⁽⁷⁾ 大鑑派の祖とされ、特に日本叢林における清規の拡充を企図したことで知られている。

さて最初に住持した建長寺であるが、清拙来朝以前、一二九三年の鎌倉大地震で伽藍倒壊炎上し、その後再興するが一三一五年の火災によって、再び伽藍が焼失する憂き目にあっていた。⁽⁸⁾ このように再度の伽藍再興期に清拙が住持として招聘されたわけであるが、新たに建立された「梅檀林」（衆寮）の掛額疏が清拙の言葉として以下のように詠まれている。

資料八

〔巨福山建長興國禪寺諸回向（井）疏冊子〕

建長寺梅檀林掛額疏

娑婆世界南瞻部洲日本國相模州巨福山建長興國禪寺住持比丘正澄、同知叟宗□(意)

謹稽首百拜、恭聞佛恩廣大、天道昭明、願展祥光、俯臨丹楨、所伸情□(旨)、伏為本寺大檀那菩薩戒弟子崇鑑(北条高時)、於嘉曆二年十二月十六日、發心建□(立カ)觀音大士梅檀林一所、安集五湖雲衲禪誦之地、仰荷慈悲加護、已遂畢功、謹涓十二月初二日戊寅良辰、虔備香花々々、以伸供養、懸掛梅檀林寶額、舉揚佛事、合山清衆、諷誦大佛頂々々消災妙々々、聊伸懺謝之誠、上答匡扶之德、所集功勳、回向 眞如實際々々毘盧教主賢劫千佛如來大慈悲父廣大々々、大聖地藏慈尊普庵菩薩會下々々、次伸祝獻第一位大功德尊天(以下一八天至皇風永扇、同佛殿立柱疏之詞)、更祈菩薩戒弟子崇鑑(中略)

嘉曆三年歲次戊辰十二月初二日 巨福山建長興國禪寺住持比丘正澄 同知事比丘宗意疏

(建長寺史編纂委員会「建長寺史 編年資料編」卷一、二〇〇三年、四一―四一二頁)

清拙は日本の禅林には「衆寮が欠けている」との問題意識を有しており、雲衲教育には衆寮が不可欠との認識を示していた⁹⁾。そのため日本で初めて住山する建長寺における梅檀林(衆寮)扁額疏の作成に当たっては並々ならぬ思いが込められていたと予想される。その落慶諷經の回向対象に、資料八で示すように、建長寺本尊である地藏菩薩と併記する形で普庵並びにその会下を挙げているのは注目に値しよう。度重なる被災からの伽藍復興に加え、衆寮を雲衲教育の要の一つと捉えていた清拙にとって、中国で敷衍していた普庵(信仰)の力(護伽藍)は、どうしても必要であったといえるのではなからうか。

この清拙の事跡は、後世の建長寺行事にも影響を与えていたと予想される。表一のように後世に修される普庵諷經は、「普庵祖師堂」や土地堂・祖師堂に付随する形で「普庵牌」など礼拝対象が独自に設置され修されていたと想定

されるが、一四七〇年成立『建長寺年中諷經並前住記』では「于梅檀林」と衆寮が諷經場所となっている。これは先の掛額疏を意識したことによるものではなからうか。

そして清拙と普庵の結びつきを示すのは、上記の掛額疏だけではない。江戸期臨濟宗の学僧、無著道忠（一六五三～一七四五）著『禪林象器箋』巻四「第五類 靈像門」中に「普菴」項が存するが、その中に「清拙澄和尚録普菴贊云」⁽¹¹⁾から始まる一節が記載される。そして「清拙澄」には「日本国の仏祖贊十一丈」との傍注が付されている。そこで無著が引用元にした可能性が存在する無著自筆写本（とされる）『清拙和尚語録 日本』⁽¹²⁾「仏祖贊」（以下『無著写清拙録』）における当該箇所を確認してみよう。

資料九

普菴肅和尚

佛眼之孫牧菴之子、金剛無量鎮長存、百萬天龍常守護^a、其靈妙如如也、圓等太虚^b、其神通赫赫也、震同天鼓、故其不動道場恩加四海、與一切人成就華堂■宇、緇白歸依、浩若百川之朝水府、夫是之謂定光古佛再来、普菴肅公和尚、江西袁州慈化禪寺開山之祖者也

〔清拙和尚語録 日本〕「佛祖讚」一一丁表

普庵を慶賛する清拙の言葉とされるが、その内容を見ると資料九傍線部bは「冒頭偈」の二句「靈妙如如 圓通太虚」（資料四傍線部①）とほぼ同内容であり、同じく傍線部aは普庵諷經回向の「會下百萬火首金剛無數、天龍八部聖衆」（資料四傍線部②）と似通っていることがわかる。資料五で示した『稽古略』と『無著写 清拙録』を比較すると、前者では普庵自身の言葉（平居説偈）としている「冒頭偈」が、後者では普庵を讃える清拙自身の言葉となっており、発

言主に相違が認められる。

この『無著写 清拙録』所収の「仏祖賛」が詠まれた年代に関しては、一三二六年～一三三三年とする先行研究があり、その論によるならば、『稽古略』に先駆けて「冒頭偈」のモチーフが存在していたことになる。つまり、普庵諷經回向文の淵源は清拙の言葉となるのである。

なお清拙の名を冠する語録は、数種存在が確認されている。『五山版の研究』⁽¹⁴⁾の解題に基づくと、①「清拙和尚（大鑑禪師）語録」⁽¹⁵⁾（大東急記念文庫蔵）、②同「別本」⁽¹⁶⁾（書陵部蔵）、③「清拙和尚（元朝）語録」⁽¹⁷⁾（大東急記念文庫蔵）、④「清拙和尚禅居集」⁽¹⁸⁾（大東急記念文庫蔵）の四種が現存するとされる。そして件の『無著写 清拙録』であるが、無著が諸本を合冊にし、編集を施した形跡を見て取ることができる。⁽¹⁹⁾そのため管見の限りではあるが、清拙の言葉とされる「普庵賛」は、『無著写 清拙録』のみに存在することになる。五山版とは異なるテキストが存在していた可能性、あるいは後代になって作成された可能性も考慮する必要があるのではなからうか。

五、まとめ

以上、梵清本系『瑩規』に規定される普庵諷經の成立について、特にその回向文に注目して考察を加えてきた。

本稿で検討した清規上、普庵諷經は一五世紀後半から曹洞・臨済を問わず修されていたことを確認し、さらに同諷經で用いられる回向文に関しては、曹洞・臨済で共通のものが用いられていた可能性が存在した。その回向文について日記・仏教史書・語録を検討対象とし、「靈妙如如」以下の「冒頭偈」の典拠探しを中心に据えて考察してきたが、結果、一三三四年成立『稽古略』、あるいは一三二六年～一三三三年成立『無著写 清拙録』の両者の何れかの可能性が浮上したのである。

最初に『瑩規』について考えると、『稽古略』、『無著写 清拙録』のいずれが「冒頭偈」の典拠であっても、成立年上、瑩山禅師による親筆本（一三二四年）の段階では普庵諷経は存在していなかった可能性が高いと指摘できる。当該諷経が『瑩規』に挿入されたのは、梵清自筆本の段階とも想定されるが、原本が散逸している以上、現段階では検討の余地はない。⁽²⁰⁾では『回向并式法』が普庵諷経を規定する成立年が最も古い清規という理由で、曹洞宗から始まった儀礼かといえは、それは無理があると思われる。

曹洞・臨済の何れが先かを論じることにより余り意味はないかもしれないが、普庵印肅が臨済宗楊岐派の禅僧である点は重要であろう。上述のように、清規上、最も早く普庵を祝猷対象として取り込んだ中峰明本も、渡来僧である清拙正澄もまた楊岐派に属する人物となる。⁽²¹⁾鎌倉中期から室町前期における南宋・元からの渡来僧のほとんどが楊岐派の流れを汲んでいることから、普庵信仰を本邦に将来する機縁は熟していたといえよう。

本稿では「冒頭偈」の出典を掘り下げてきたが、その検討の中で当該諷経の源流の一つとして挙げられるのは、清拙正澄の言葉といえよう。確かに、清規史上、清拙在世時には普庵諷経は存在していなかった可能性が高いと指摘できる。表一でみたように、『大鑑禅師広清規』には普庵の字は登場しないのである。⁽²²⁾

しかし建長寺梅檀林掛額疏における普庵の存在と、『無著写 清拙録』にみられる普庵を顕彰する態度は、後世の普庵諷経の出現に大きな影響を与えたのではなからうか。だからこそ、建長寺では梅檀林にて当該諷経が修されていたと捉えることができる。護伽藍神としての普庵に対する祈願の形は、清拙示寂後、清拙の「普庵賛」あるいは『稽古略』の文言に基づきながら「冒頭偈」や回向対象となる「普庵寂感妙濟眞覺昭睨大徳慧慶禪師、會下百萬火首金剛無數、天龍八部聖衆、修造方隅禁忌神將」という要素に集約され、「普庵諷経」という統一的な儀礼として整備されて、清規にも定着していったと予想されるのである。

なお『無著写 清拙録』に対する書誌学的検討や、その他の渡来僧の普庵に対する言及・態度に関しては今後の課

題としたい。

注

- (1) 永井政之「普庵信仰」一六八～一七〇頁
- (2) 秋津秀彰「瑩山清規」諸本の「回向文」の構成について『印度學佛教學研究』七〇(二)、二〇二一年、二一三～二一八頁
- (3) 大藏經所収の『稽古略』は明代の重刊本(一五五三年)であるが、至正年間(一三四一～一三六八)に刊行された元版にも「冒頭傷」は掲載されている(国立公文書館デジタルアーカイブにて確認)。
- (4) 今井秀周「金代宗教史料小考―仏祖歴代通載」と『釈氏稽古略』について―『東海女子短期大學紀要』一〇、一九八四年、一六a～一a
- (5) 尾崎正善「大安寺藏『回向并式法』について」『宗学研究』、一九九六年、二一六～二二二頁
- (6) 秋津秀彰「瑩山清規」の排列について―光椿書写本・「回向文」を中心として―『曹洞宗総合研究センター學術大会紀要』二三、二〇二二年、五八頁
- (7) 西尾賢隆「清拙正澄の事跡」『中世の日中交流と禪宗』、吉川弘文館、一九九九年、一二〇頁
- (8) 『巨福山建長寺』大本山建長寺、一九七七年、二七頁
- (9) 清拙の語録である『禪居集』には「建長新起衆寮、賀軸序」が存し、その中で「梅檀林之設。吾唐寺、無鉅細、咸有焉。聚仁德、育材器、俾見賢思齊、見不賢而内自省也。予来日東、視列刹、檀林闕典、建長草創(中略)取材命工」(上村觀光編『五山文学全集』卷一、思文閣、一九七三年、四九五頁)と述べている。
- (10) 「普庵諷經之時ハ、土地堂正面祖師堂ニ後門ニ至ヘシ」(尾崎正善「翻刻・駒澤大學藏『略清規』(叢規口實)」『鶴見大學仏教文化研究所紀要』八、二〇〇三、九九頁)
- (11) 『禪林象器箋』、『禪学叢書九(上)』、中文出版社、一九九〇年、一四五～一四六頁
- (12) 『無著道忠禪師撰述書・自筆写本關係集』卷四、禪文化研究所、一九九〇年(駒澤大學図書館藏請求番号 一八八八・七八・二／一・三一・四)
- (13) 長尾直茂「中世禪林における関羽故事の受容―「百万軍中取顔良」故事と関羽所有の大刀をめぐる一考察」『漢文学解釈与研究』五、二〇〇二年、二

- 九〇六四頁。同研究では、『禪林象器箋』巻四「第五類 靈像門」に記される「関帝」（関羽）に注目し、当該項目において無著の最後の引用箇所を取り上げている。そしてその箇所は「清拙澄禪師録關大王賛云々」（『禪林象器箋』一九四頁）と、清拙の語録からの引用となっている。なお長尾氏は、『無著写 清拙録』は未確認とのことであった（同論文五七頁、注記四）。そこで『無著写 清拙録』を確認すると、「普菴賛」の次に「関大王賛」が記されていることが判明した（『無著道忠禪師撰述書・自筆写本関係集』巻四、一丁表裏）。本稿では『無著写 清拙録』「仏祖賛」成立史に関しては未検討であり、その成立年に関しては先行研究によらざるを得ず、「普菴賛」「関大王賛」がともに「仏祖賛」に併記される形で所収されている点も含め、本稿は長尾氏の「一三二六〜一三三三年」成立説に依拠した。
- (14) 川瀬一馬『五山版の研究』日本古書籍商協会、一九七〇年、三九九〜四〇〇頁
- (15) 「国立国会図書館デジタルコレクション」内で閲覧可能。なお公開されているものは刊本の写本となる。
- (16) 「国書データベース」内で閲覧可能。

- (17) 椎名宏雄編「清拙和尚語録」『中国禅籍叢刊』巻八、四六五〜四九七頁
- (18) 椎名宏雄編「清拙和尚禅居録」『中国禅籍叢刊』巻八、四九九〜五四一頁
- (19) 「無著道忠禪師撰述書・自筆写本関係集」所収の『清拙和尚語録 日本』は以下の構成となっている。
- 一冊目 大鑑録序 建長寺語録 浄智寺語録
 二冊目 建仁寺語録
 三冊目 小參 晚參 普説 陸座 拈香 小仏事
 四冊目 仏祖賛 自賛 頌古偈頌
 五冊目 法語 雜著 銘 記 序 字説 題跋
- 疏 祭文
- 例えば、一・二冊目は、来朝後の住持先における語録となるが、これは①「清拙和尚（元朝）語録」と同じ構成となり（『無著写 清拙録』は建仁寺語録後半部と南禅寺語録を欠く）、五冊目の構成は、②同「別本」と同じとなる。また②には小見出しが無いが『無著写 清拙録』にはそれが付され、さらに②では「雜著（小見出しはないが）」部に配列されていた「山城州東山法観禪寺仏舍利塔記」「遍界一覽亭記」が「記」に編入されているなど、無著によって編集がなされた可能性

が存在するといえる。なお四冊目に記される「仏祖贊」は、④「清拙和尚禅居集」所収の「仏祖贊」とは内容を異にしており、④には「普菴贊」は記載されていない。

(20) 本文で述べたように、梵清本が散逸している以上、当該清規における普庵諷經掲載の有無を論じられないが、梵清が独自に諷經を創設したとも考えにくい。さらに「冒頭偈」そのもの出典は、偈文をフルカバーしている点からすると、『稽古略』ともいえる。そのように仮定するならば、普庵諷經は、一三五四年（『稽古略』成立年）から一四二三年（『整規』梵清自筆年）の間には諷經として整備されていた可能性が高いと指摘できる。

(21) なお『禅居集』には「中峰和尚真贊」が残されている。（上村観光編『五山文学全集』巻一、思文閣、一九七三年、四六六頁）

(22) 『大鑑禪師広清規』における普庵ならびに普庵諷經の確認は、尾崎正善著「翻刻・聴松院蔵『大鑑清規』」（『鶴見大学仏教文化研究所紀要』五、二〇〇〇年、六七―一五二頁）を検討対象とした。なお『大鑑禪師小清規』は、『大鑑広清規』の「叢林細事」以下のオリジナルの部分を開版したものとされ（尾崎正善「『大鑑広清規』について」『宗

学研究』三七、一九九五年、二五四―二五五頁）、普庵が回向対象として記載される「月中毎日粥時念文」も、『大鑑禪師小清規』にのみ登場することから、本稿では当該儀礼を清拙制定のものとしては取り扱わなかった。